

介護給付費請求書・明細書及び給付管理票様式体系一覧

現行				新体系<平成27年4月~> (案)					
様式番号	介護給付	様式番号	予防給付	様式番号	介護給付	様式番号	予防給付	様式番号	介護予防・日常生活支援総合事業
第一	介護給付費請求書			第一	介護給付費請求書			第一の二	介護予防・日常生活支援総合事業費請求書
第二	訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 訪問リハ 居宅療養管理指導 通所介護 通所リハ 福祉用具貸与 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 複合型サービス	第二の二	介護予防訪問介護 介護予防訪問入浴介護 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハ 介護予防居宅療養管理指導 介護予防通所介護 介護予防通所リハ 介護予防福祉用具貸与 介護予防認知症対応型通所介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	第二	訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 訪問リハ 居宅療養管理指導 通所介護 通所リハ 福祉用具貸与 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護(短期利用以外) 小規模多機能型居宅介護(短期利用) 複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用以外) 複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用) 地域密着型通所介護(※平成28年4月以降)	第二の二	介護予防訪問介護 介護予防訪問入浴介護 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハ 介護予防居宅療養管理指導 介護予防通所介護 介護予防通所リハ 介護予防福祉用具貸与 介護予防認知症対応型通所介護 介護予防小規模多機能型居宅介護(短期利用) 介護予防小規模多機能型居宅介護(短期利用)	第二の三	訪問型サービス 通所型サービス その他の生活支援サービス

- ・小規模多機能型居宅介護(短期利用)及び複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用)は様式第二に記載する。
- ・介護予防小規模多機能型居宅介護(短期利用)は様式第二の二に記載する。
- ・小規模多機能型居宅介護(短期利用)、複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用)、介護予防小規模多機能型居宅介護(短期利用)を連合会に請求できるのは平成27年7月請求分からとなる。(資料I-5参照)

現行				新体系<平成27年4月～> (案)					
様式番号	介護給付	様式番号	予防給付	様式番号	介護給付	様式番号	予防給付	様式番号	介護予防・日常生活支援総合事業
第三	短期入所生活介護	第三の二	介護予防短期入所生活介護	第三	短期入所生活介護	第三の二	介護予防短期入所生活介護		
第四	短期入所療養介護(老健)	第四の二	介護予防短期入所療養介護(老健)	第四	短期入所療養介護(老健)	第四の二	介護予防短期入所療養介護(老健)		
第五	短期入所療養介護(病院・診療所)	第五の二	介護予防短期入所療養介護(病院・診療所)	第五	短期入所療養介護(病院・診療所)	第五の二	介護予防短期入所療養介護(病院・診療所)		
第六	認知症対応型共同生活介護(短期利用以外)	第六の二	介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用以外)	第六	認知症対応型共同生活介護(短期利用以外)	第六の二	介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用以外)		
第六の三	特定施設入居者生活介護(短期利用以外) 地域密着型特定施設入居者生活介護(短期利用以外)	第六の四	介護予防特定施設入居者生活介護	第六の三	特定施設入居者生活介護(短期利用以外) 地域密着型特定施設入居者生活介護(短期利用以外)	第六の四	介護予防特定施設入居者生活介護		
第六の五	認知症対応型共同生活介護(短期利用)	第六の六	介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用)	第六の五	認知症対応型共同生活介護(短期利用)	第六の六	介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用)		
第六の七	特定施設入居者生活介護(短期利用) 地域密着型特定施設入居者生活介護(短期利用)			第六の七	特定施設入居者生活介護(短期利用) 地域密着型特定施設入居者生活介護(短期利用)			第七の三	介護予防ケアマネジメント
第七	居宅介護支援	第七の二	介護予防支援	第七	居宅介護支援	第七の二	介護予防支援		
第八	介護福祉施設サービス 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護			第八	介護福祉施設サービス 地域密着型介護福祉施設入所者生活介護				
第九	介護保健施設サービス			第九	介護保健施設サービス				
第十	介護療養施設サービス			第十	介護療養施設サービス				
第十一	給付管理票			第十一	給付管理票				